

未成年患者に対する診療および検査実施についての規約

第1条 目的

本規約は、茅ヶ崎徳洲会病院（以下「当院」という）において、未成年患者に対する検査を適切かつ安全に実施するための基本的な方針を定め、患者の権利を尊重し、法令を遵守した医療提供を行うことを目的とする。

第2条 定義

- 「未成年」とは、検査実施日時点で満18歳未満の者をいう。
- 「保護者」とは、親権者または法定代理人をいう。
- 「高校生相当年齢」とは、原則として満15歳以上の者を指す。

第3条 検査実施における同意取得

- 未成年患者に対する検査は、原則として保護者の文書による同意を得た上で実施する。
- 高校生相当年齢以上の患者については、本人が検査に同意し、かつ保護者の文書による同意がある場合、検査を実施できる。
- 中学生以下の患者、または本人が検査に同意していない場合は、保護者との十分な協議を行い、医師の判断により検査実施の可否を決定する。
- 緊急性が高く、保護者の同意を得ることが困難な場合は、医師の判断により検査を実施することができる。
- この場合、速やかに保護者へ報告する。
- 薬剤を投与する検査の場合は保護者（代理人）同伴を必要とする。

第4条 本人への説明

- 年齢や理解力に応じて、未成年本人にも検査の目的・方法・リスク等を説明し、納得を得るよう努める。
- 高校生以上の患者には、成人と同様に丁寧な説明を行い、本人の意思を尊重する。
- 本人が検査を強く拒否する場合は、保護者と協議の上、医師の判断により対応を決定する。

第5条 個人情報の保護

- 検査結果は、本人および保護者に対して適切に開示する。
- 第三者への情報提供は、法令に基づく場合を除き、本人および保護者の同意を得るものとする。

第6条 記録の管理

- 検査に関する記録（説明内容、同意書、検査結果等）は、診療録に適切に記載・保管する。
- 記録は、当院の定める保存期間に従い管理し、廃棄時には個人情報保護に配慮する。